政策実現研修実施要綱

(目 的)

第 1条 この要綱は、政策実現研修全体の支援、研修生の選考・ワーキンググループの選考及びプロジェクトチームの選考について必要な事項を定めることにより、政策を実現させ、市政に資することを目的とする。

(支援の対象)

- 第 2条 この要綱において支援の対象とする政策実現研修は、次に掲げるものとする。
 - (1)問題·課題発見研修
 - (2) 問題・課題解決研修
 - (3) プロジェクトマネジメント研修
 - (4) ワーキンググループ活動
 - (5) プロジェクトチーム活動

(選考の対象)

- 第 3条 この要綱において選考の対象とする政策実現研修は、次に掲げるものとする。
 - (1) 問題·課題発見研修
 - (2) ワーキンググループ選考
 - (3) プロジェクトチーム選考

(問題・課題発見研修生の募集)

第 4条 政策実現研修の中で、問題・課題発見研修については、研修生の募集は、公募とし、指定の申 し込み用紙に、政策テーマとその内容を記入の上、期日までに研修主管部長に提出するものとす る。

(問題・課題発見研修参加希望者の選考方法)

第 5条 問題・課題発見研修参加希望者多数の場合の研修生選考は、副市長・企画財政部長・総務部長・ 職員課長・人材育成室長による文書審査とする。但し、必要な場合には面接も実施する。

(ワーキンググループの結成方法)

- 第 6条 問題・課題発見研修の中で、政策実現可能な課題に絞り、その課題を研究していくためのワーキンググループの母体を結成する。
 - 2 問題・課題発見研修の中で、絞られた課題を研究するワーキンググループは、必要な場合には、 その構成員を広く公募できるものとする。

(政策実現研修ワーキンググループ選考委員会の設置)

第 7条 ワーキンググループ選考について、政策実現研修ワーキンググループ選考委員会(以下「選考 委員会」とする)を設置する。

(選考委員会の構成)

- 第 8条 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 両副市長
 - (2) 市長公室長
 - (3) 企画財政部長
 - (4) 総務部長
 - (5) 所管部長

- (6) 所管課長
- (7)職員課長
- (8) 人材育成室長
- 2 選考委員会には、委員長を置き、副市長をもって充てるものとする。

(ワーキンググループの選考方法)

- 第 9条 ワーキンググループ及び、その後の問題・課題解決研修の研修生選考方法は、問題・課題発見 研修を受講した研修生及び、船橋市職員研修規程第2条第3号に規定する自己研修のうち、自主 研究グループ研修参加者の中から、実現へ向けての提案(プレゼンテーション)により審査する。
 - 2 選考委員会は、提案(プレゼンテーション)をしたグループの中から、今後ワーキンググループとして活動させるにふさわしいかを審査し、選考する。

(ワーキンググループの活動について)

- 第10条 ワーキンググループは、職員自己研修支援要綱第3条第1号及び、3号に規定する自主研修グループと同様の支援を受けられるものとする。
 - 2 ワーキンググループは、先進自治体等視察研修実施要領により、先進自治体等への視察を行うことができる。
 - 3 ワーキンググループは、毎月1回、進捗状況について、ワーキンググループ選考委員に対し、 報告しなければならない。
 - (1) 進捗状況報告は、ワーキンググループ選考委員の他に、一般の職員の参加(見学)も認める。
 - 4 ワーキンググループは、その結成時から、プロジェクトチーム選考のための最終提案までの期間において、研修講師によるアドバイスを受けることができる。
 - (1) 手紙、電話、電子メールの他、直接講師との面談を行うことができる。

(政策実現プロジェクトチーム判定委員会の設置)

第11条 プロジェクトチーム選考について、政策実現研修プロジェクトチーム判定委員会(以下「判定 委員会」とする)を設置する。

(判定委員会の構成)

- 第12条 判定委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 市 長
 - (2) 両副市長
 - (3) 市長公室長
 - (4) 企画財政部長
 - (5)総務部長
 - (6) 所管部長
 - (7) 所管課長
 - (8) 政策企画課長
 - (9) 財政課長
 - (11) 職員課長
 - (12) 人材育成室長
 - 2 判定委員会には、委員長を置き、市長をもって充てるものとする。

(プロジェクトチームの選考方法)

- 第13条 プロジェクトチームの選考は、ワーキンググループとして活動してきたグループ及び、船橋市職員研修規程第2条第3号に規定する自己研修のうち、自主研究グループ研修参加者の中から、 実現へ向けての最終提案(プレゼンテーション)をさせ、市の課題として、緊急性・必要性があり、効率的に実現可能かを審査する。
 - 2 最終提案(プレゼンテーション)は、プロジェクトチーム判定委員の他に、一般の職員の参加 (見学) も認める。

(プロジェクトチームの活動について)

第14条 最終提案 (プレゼンテーション) において、承認されたワーキンググループは、プロジェクト チームとして当該年度の3月31日までは、同構成員にて活動する。

(政策実現研修講師の選任)

第15条 政策実現研修(問題・課題発見研修、問題・課題解決研修、プロジェクトマネジメント研修及 び、最終提案までのアドバイス)全般に対して指導を行う研修講師は、職員課人材育成室で選任 する。

(政策実現研修の庶務)

第16条 政策実現研修の庶務は、職員課人材育成室において処理する。

(その他必要事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、総務部長が定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。